

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		条例第 37 条第 1 項第 3 号アに掲げる有害大気汚染物質を排出する工場又は事業場の改善命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 47 条第 2 項
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話: 048-829-1330)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定。 処分の性質上、個々の事案について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		